

鴨川市告示第 69 号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この告示は平成 20 年 6 月 14 日から効力を生ずる。

平成 20 年 6 月 13 日

鴨川市長 本多 利夫

変更調書

新		旧		地 番	
大字	字	大字	字		
松尾寺	前ノ原	松尾寺	荒戸	5 の 9 4、5 の 1、5 の 2、8、10 の 1、10 の 2 に隣接する道路である公有地の全部	
			景	37 に隣接する道路である公有地の全部	
			峯	87、88、94 に隣接する水路である公有地の全部	
			山ノ中	95 の 1 の内 95 の 2 96 の 1 96 の 2 97 の 1 の内 97 の 2 98 の内 99 の内 100～102 103 の内 104 105 の内 106 の内	
			仲作	279 の 1 の内 279 の 3	
			下作	346 の 1 の内 346 の 2 の内 347 の内 351 の内 352 の内	
			芝本下	356 の内	
	山ノ中	仲作	275 の内		
	小作田	山ノ中	117 の内 118 の内 115 の 1 に隣接する道路である公有地の全部		
	鶺ノ木	関下	関下	関下	252 の内 261 の 1 の内 261 の 3 の内 262 の 1 の内 262 の 2 の内
				上作	263 の内 265 の 1 の内
				日渡	292 の 2 の内
	谷	関下	250 の内 252 の内		
	関谷	谷	谷	谷	202 の 2 203 の 4 205 の 8 203 の 3、205 の 5 に隣接する道路である公有地の全部
関下				248 の 2 254 の内 255 の 1 255 の 2 256 の 1 256 の 2 257 の	

		1の内 257の2 258の内 259の1の内
	日渡	295の内 296の2の内
関下	谷	201の内
	日渡	292の2の内
上作	山ノ中	117の内 118の内
	小作田	119の内~121の内 123の内~128の内 131 145 124の地先の道路である公有地の一部
	仲作	274の内 277の1の内
	日渡	280の1の内 280の2の内 284の内 285の内 285、287の2の地先の道路である公有地の全部
仲作	山ノ中	95の1の内 97の1の内 98の内 99の内 103の内 106の内 109、115の1に隣接する道路である公有地の全部
	上作	273の1の内 273の2の内
	日渡	280の1の内~280の3の内
日渡	関下	257の1の内 258の内 259の1の内 259の2 260の1の内 260の2 261の1の内~261の3の内 262の1の内 262の2の内
	上作	265の1の内 265の2 266の内 267の内 267の地先の道路である公有地の全部
	代田	305の1の内 306の1の内 307の内
	下作	344の内 345の1の内 345の2 345の3 346の1の内 347の内
代田	日渡	281の1の内 281の2の内 282の内
	下作	350の内 351の内
	芝本下	353の内 354の内
	芝本	392 393の1 394
下作	前ノ原	78の内 80の内
	仲作	278の2の内 279の1の内 279の2の内

芝本下	代田	307の内 308の内
	荒戸	5の10の内
	前ノ原	57の1の内 57の2の内 58の1の内 58の2 59の内 68の内 69の内 75の内~77の内
	下作	351の内
	芝本	379の内 391の内 378に隣接する道路である公有地の全部
	鮎ヶ作	452の8
	下田	468の4の内 469に隣接する道路である公有地の全部
	芝本	芝本下 355の内

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成18年6月26日現在の登記事項証明書によるものである。